

<妊婦健診の説明>

ご妊娠おめでとうございます。

当院ではスタッフ一同、お腹の赤ちゃんの健やかな成長を心より願っております。

◆当院では妊婦健診時に赤ちゃんの発育を確認するために超音波検査を行っております。超音波検査の結果、異常が疑われた場合には、当院では原則として妊婦様に事実を説明する方針としております。状態によっては専門の病院にご紹介の上、精密検査を受けていただきます。(出生前検査としての超音波検査をご希望されない場合、異常の告知を希望されない場合は担当医にご相談ください。)

ただし、超音波検査ですべてが分かるわけではなく、分娩後に明らかになることもあります。また、赤ちゃんの向きや子宮内の状況によっては正確な評価が困難な場合があることもご了承ください。

以下の3回の受診票の

- ・妊婦健診一般健康診査受診票 4 回目 (妊娠20～24週)
- ・妊婦健診一般健康診査受診票 7 回目 (妊娠28～30週)
- ・妊婦健診一般健康診査受診票11回目 (妊娠36～37週)

いずれかで木曜日の午後の妊婦健診を必ず受診するようにお願いいたします。(魚沼基幹病院の医師によるスクリーニング検査を行います) 診療において超音波検査が必要と判断された場合は保険診療で検査を行います。

当院では超音波検査の写真印刷は750円を頂いております。

4D超音波検査は希望時にいつでもスタッフに声をおかけください。1回2000円になります。

その他、出生前検査として

- ・クアトロテスト…妊娠15週～21週まで
- ・羊水検査…妊娠15週～出産まで
- ・N I P T (新型出生前診断) …妊娠10～15週まで。他院へご紹介いたします。

があります。ご希望の方は担当医にご相談ください。(羊水検査は、担当医が診療の中で必要と判断した場合に、受けられることをおすすめする場合があります)

上記内容についてご理解の上、妊婦健診を受けていただくことになります。

確認のためご署名をお願いいたします。

何卒よろしく願い申し上げます。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名 _____